

## 胆振東部森林再生・林業復興連絡会議設置要領

### 1 目的

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震による森林被害を早期に復旧し地域林業の復興を図るため、関係機関で林業被害等の状況について情報共有するとともに、当面必要な対策や被災森林の復旧方法、木材の安定供給・確保に向けた取組等について検討を行い実施することを目的として設置する。

### 2 構成

胆振東部森林再生・林業復興連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、別表に掲げる関係機関で構成する。

### 3 協議事項

連絡会議は、その目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 林業被害に関する情報共有
- (2) 当面の対策及び被災森林の復旧方法の検討
- (3) 木材の安定供給・確保に向けた取組の検討
- (4) 森林の再生及び地域の林業を復興するための対応方針の策定とその進捗管理
- (5) その他必要な事項

### 4 連絡会議の開催及び運営

- (1) 連絡会議の座長は、水産林務部林務局森林整備課長が務める。
- (2) 連絡会議は、座長が必要の都度招集し、開催する。
- (3) 座長は、必要に応じて他の者の参集を求めることができる。
- (4) 連絡会議の庶務は、森林整備課及び胆振総合振興局林務課において処理する。

### 5 その他

この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は別途定めるものとする。

付則

この要領は、平成30年10月5日から施行する。

付則

この改正は、令和2年11月4日から施行する。

付則

この改正は、令和5年3月16日から施行する。